

最高裁秘書第2586号

平成29年6月6日

林弘法律事務所

弁護士 山 中 理 司 様

情報公開・個人情報保護審査委員会

委員長 高 橋 滋

理由説明書の写しについて（送付）

下記の諮問について、最高裁判所から当委員会に提出された理由説明書の写しを
別添のとおり送付します。

記

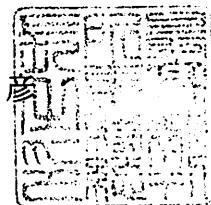
諮問番号 平成29年度（最情）諮問第24号

（担当）秘書課文書開示第一係 電話03-3264-8330（直通）

平成 29 年 6 月 2 日

情報公開・個人情報保護審査委員会 御中

最高裁判所事務総長 今 崎 幸



理由説明書

下記 1 の諮問について、下記 2 のとおり理由を説明します。

記

1 諒問日等

(1) 諒問日

6 月 2 日

(2) 諒問の要旨

苦情申出人は、最高裁判所がした不開示の判断に対し、「本件対象文書が本当に存在しないかどうか不明であるから、この点を改めて確かめてもらうために苦情の申出をする。」と主張しているが、当該判断は相当であると考える。

2 理由

(1) 開示申出の内容

裁判官の場合、在職中の求職がどのように規制されているかが分かる文書（最新版）

(2) 原判断機関としての最高裁判所の判断内容

最高裁判所は、(1)の開示の申出に対し、5月19日付で、当該文書は作成又は取得していないとして、不開示の判断（以下「原判断」という。）を行った。

(3) 最高裁判所の考え方及びその理由

ア 裁判官については、国家公務員法の在職中の求職の規制（同法106条の

3) は適用されないところ、最高裁判所において、裁判官の在職中の求職活動が「どのように規制されているかが分かる文書」は作成又は取得していない。

イ よって、本件申出に係る文書を不開示とした原判断は相当である。